

事務所だより

第57号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ - 第8回 -

「葬料(葬祭給付)とは」

今月は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づく保険給付のうち、葬祭料（葬祭給付）について紹介します。

葬祭を行なうときに

業務または通勤によるケガや病気により死亡した方の葬祭を行なう場合、その葬祭を行なった者に「葬祭料」（業務災害）または葬祭給付（通勤災害）を受け取ることができます。また、葬祭

給付の内容

葬祭料（葬祭給付）は、会社が行なった場合には、葬祭料（葬祭給付）はその会社が受けることができます。

葬祭料（葬祭給付）は、
①. 三十一万五千円と給付基礎日額（※一）の三〇日分の合計額です。ただし、
②. ①の金額が給付基礎日額の六〇日分に満たないときは、給付基礎日額の六〇日分、となります。
労災保険の保険給付を受ける権利は、一定の期間行使しないであると時効により消滅します。今回の葬祭料（葬祭給付）の時効は、労働者が死亡した日の翌日から二年となっています。

死亡に伴う

その他の給付

・長期家族介護者援護金・・・
遺族（補償）給付が受けられない場合で、長期に被災者の介護を行っていた、などの一定の要件（※二）を満たすと長期家族介護者援護金を受けることができます。
支給額は一〇〇万円ですが、援護金の支給を受けることができる遺族が一人以上の場合、一〇〇万円をその数で除して得た額となります。
・未支給の保険給付・特別支給金・・・
保険給付を受ける権利を有する方がなくなった場合、その亡くなった方に①ないし③があるときは、その方の遺族（※三）が保険給付及び特別支給金を受けることができます。
① 支給事由が生じた保険給付でまだ請求のないもの

② 請求はあったが、まだ支給決定がないもの
③ 支給決定があつて、まだ支払われていないもの
（※一）原則として、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額です。この平均賃金の算定方法は、別の回で解説いたします。
（※二）一定の障害により、障害等級第一級の障害（補償）年金又は傷病等級第一級の傷病（補償）年金を一〇年以上受給していた方で、業務外の事由で死亡した等です。
（※三）次の二つの要件を満たす場合に請求することができます。
① 亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
② 受給権者の亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

産休中の保険料免除が始まりました

産休中も免除に！

ようやく、産前産後休業中の社会保険料免除が始まります。

従来は、満三歳未満の子を養育するための育児休業等期間についてのみ免除の対象でした。

免除の手続きは、必ず産前産後休業をしている間に、事業主経由で『産前産後休業取得者申出書』を年金事

務所へ提出してください。

なお、平成二十六年四月三〇日以降に産前産後休業が終了となる被保険者（※）で、平成二十六年四月分以降の保険料が免除の対象となります。

将来の年金に反映！

免除期間中も被保険者資格に変更はありません。そのため、被保険者の年金

額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

なお、産前産後休業を終了して復職した際に給与が減額し、標準報酬月額が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができしくみがあります。

このしくみを受けるときは、被保険者本人が『厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出することが出来ます。

二月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

二十八日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

「税務署」

十七日から三月十七日まで
○所得税の確定申告受付

Q 毎年最低賃金が改定されていますが、実際に支払われている給与が最低賃金以上なのかわかりません。どのように調べればよいのでしょうか。

最低賃金のチェック方法

A 最低賃金は、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2つがあり、いずれも時間額で定められています。

しかし、労働者の賃金の支払方法には、時間給制、日給制、月給制など様々ですので、支払方法を確認して、次の計算式にあてはめて時間給換算してください。

ただし、最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金に限られます。別表の賃金があれば、除外して計算して下さい。

① 時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額

② 日給制の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

③ 月給制の場合

月給 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

④ 出来高払制その他の請負制の場合

賃金総額 $\div$ 賃金計算期間の総労働時間数 $\geq$ 最低賃金額

⑤ 上記①ないし④の組み合わせの場合

該当する式で時間額に換算して合計した額 $\geq$ 最低賃金額

最低賃金の対象とならない賃金

1. 臨時に支払われる賃金
2. 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
4. 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
5. 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
6. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当（1～5の例）
 - ・結婚祝い（手当）
 - ・賞与
 - ・時間外割増賃金
 - ・休日割増賃金
 - ・深夜割増賃金

編集後記

開業以来使用していたA社の青色申告用ソフトを、B社の青色申告用ソフトに乗り換えました。その理由は、購入と保守価格がお手頃だから。ところが、データの移行に手間取り、結局手入力に。浮気心に手痛いしっぺ返しです。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>